

八幡浜地区施設事務組合職員の旅費に関する条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 1 3 号 〕

改正 平成 1 5 年 3 月 4 日条例第 2 号 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 5 号

（目的）

第 1 条 この条例は、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定め公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適切な支出を図ることを目的とする。

（準用規定）

第 2 条 職員に対して支給する旅費については、八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 5 0 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 八西施設事務組合職員の旅費に関する条例（昭和 4 4 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 5 年条例第 2 号）

この条例は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。